資料１

条例（案）

（目的）

第１条 この条例は、自治会・町内会（以下「自治会」という。）が、地域住民相互の親睦及び交流並びに防災、防犯、福祉、環境美化その他の地域的な共同活動において重要な役割を果たしていることに鑑み、自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関し基本理念を定め、自治会、市民、事業者及び市（以下「自治会等」という。）の役割を明らかにすることにより、自治会が将来にわたり持続的に活動できる環境の形成を図り、もって市民が共に支え合い、安全かつ安心して健やかに暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　自治会　町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき、会員相互の親睦、環境の維持管理、扶助、その他の活動を目的として形成された団体をいう。

（２）　市民　市内に住所を有する者をいう。

（３）　事業者　市内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人（市を除く。）をいう。

（４）　住宅関連事業者　事業者のうち、市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下、「住宅の建築等」という）を業として行う者（これらの者を代理し、又は媒介する者を含む。）をいう。

（基本理念）

第３条　自治会への加入及び自治会活動への参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

（１）　自治会等は、等しく地域を構成する一員であるという意識を持ち、相互理解の下に地域活動を協働すること。

（２）　自治会等は、自治会が地域活動の中核であり、今後も維持されるべき存在であることを認識し、共有すること。

（３）　自治会、事業者及び市は、市民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。

（４）　市民、事業者及び市は、自治会の自主性及び自律性を尊重するとともに、地域及び自治会の規模その他の特性に配慮すること。

（自治会の役割）

第４条　自治会は、地域活動の担い手として、その自主性及び自律性に基づき、主体的に活動するよう努めるものとする。

２　自治会は、自治会への加入及び自治会活動への参加に関する市民の自発的な意思を尊重するとともに、自治会の意義及び活動に対する市民の理解を深め、その加入及び参加を促進するよう努めるものとする。

３　自治会は、その運営の透明性の向上を図るとともに、自治会の活動及び運営に関する情報を積極的かつ分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。

４　自治会は、活動及び運営の見直し又は効率化により役員その他の自治会活動を担う者の負担軽減を図るとともに、次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

５　自治会は、その活動を円滑に進めるため、自治会の連合体、他の自治会、事業者、地域活動を行う団体及び市との連携及び協力に努めるものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会の意義及び重要性について理解を深めるよう努めるものとする。

２　市民は、自治会への加入及び自治会活動への積極的な参加又は協力に努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、自治会の意義及び重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、従業員が、その居住する地域の自治会に加入し、又は自治会活動に参加することができるよう、職場環境の整備に配慮するよう努めるものとする。

（住宅関連事業者の役割）

第７条　住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対し、自治会や市が提供する情報を提供するよう努めるものとする。

（市の役割）

第８条　市は、基本理念にのっとり、市民の自治会への自発的な加入及び自治会活動への積極的な参加を促進するため、必要な施策を総合的に推進するものとする。

２　市は、市民の自治会への理解と関心を深めるための広報活動及び啓発活動を積極的に行うものとする。

資料１

３　市は、自治会に対し、自治会活動に関する相談、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

４　市は、事業の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合においては、自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。

５　市は、多くの自主防災組織が自治会を中心に結成されていることに鑑み、地域防災力の向上のため、必要な支援を行うものとする。

６　市は、職員が、その居住する地域の自治会に加入し、又は自治会活動に参加することができる職場環境の整備に努めるものとする。

附則

この条例は、令和〇年４月１日から施行する。